

冊子1

令和5年5月

定例教育委員会

1

長崎県教育委員会

5月定例会（1）

開催日時 令和5年5月15日（月） 10時00分

開催場所 県庁行政棟「教育委員会室」

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 案

○ 第4号議案

令和6年度長崎県公立高等学校入学者選抜の基本方針について

（高校教育課）

○ 第5号議案

令和6年度長崎県立中学校入学者選抜の基本方針について

（高校教育課・義務教育課）

○ 第6号議案

令和6年度長崎県立特別支援学校幼稚部、高等部及び高等部専攻科の
入学者選考について

（特別支援教育課）

4 報 告

（1）「これからの離島留学検討委員会」第1回会議について

（高校教育課）

（2）令和4年度体罰に係る実態把握調査結果（公立学校分）について

（高校教育課）

（3）令和5年度長崎県公立学校教員採用選考試験について

（高校教育課）

（4）令和4年度に実施された監査の結果及び措置状況について

（教育政策課）

（5）「長崎っ子の心を見つめる教育週間」における県教育委員等の
学校訪問について

（児童生徒支援課）

令和6年度長崎県公立高等学校入学者選抜の基本方針について

(提案理由)

令和6年度長崎県公立高等学校の入学者を選抜するに当たって、その基本方針を定めようとするものである。

(内容)

1 入学者の選抜について

- (1) 入学者の選抜は、特に定める場合を除き、調査書その他必要な書類、および各高等学校長が定めた検査の結果等を資料として総合的に行うものとする。
- (2) 調査書の取扱いについては、教科の評定に偏ることなく、観点別学習状況、その他の記載事項についても十分尊重する。

2 学力検査問題について

- (1) 前期選抜の基礎学力検査問題、後期選抜の学力検査問題は、次の基準により県教育委員会が作成する。
 - ① 学習指導要領に基づき、中学校修了程度とする。
 - ② 基礎的・基本的な問題を中心に出題するが、単なる知識を問うものに偏ることがないように配慮し、思考力・判断力・表現力を検査できるような問題とする。
- (2) 全日制課程及び定時制課程昼間部における前期選抜の基礎学力検査の実施教科は、国語、数学、英語の3教科とし、後期選抜の学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（聞き取りテストを含む）の5教科とする。
また、定時制課程（昼間部を除く）の検査は、作文及び面接を原則とする。

3 入学者選抜方法について

(1) 全日制課程及び定時制課程昼間部に係る前期選抜について

- ① 全日制課程及び定時制課程昼間部の全学科において、特色選抜と文化・スポーツ特別選抜の両方、又は、特色選抜のみを実施する。
- ② 前期選抜における募集定員は、原則として全募集定員の5%から50%の範囲で各高校が学科別に定める。

4 入学者選抜日程について

(1) 前期選抜

- ・入学願書受付期間 令和6年1月12日(金)から
令和6年1月18日(木)まで
- ・検査 令和6年2月1日(木)
(ただし、2日間で実施する場合は、
2月1日(木)・2日(金)の両日とする。)
- ・合格者発表 令和6年2月8日(木)

(2) 後期選抜

- ・入学願書受付期間 令和6年2月16日(金)から
令和6年2月22日(木)まで
- ・学力検査 令和6年3月6日(水)・7日(木)
- ・合格者発表 令和6年3月15日(金)

(3) 定時制課程(昼間部を除く)に係る選抜

- ・I期選抜入学願書受付期間 令和6年2月16日(金)から
令和6年2月22日(木)まで
- ・I期選抜の検査 令和6年3月6日(水)
(ただし、学力検査を実施する場合は、
3月6日(水)・7日(木)の両日とする。)
- ・I期選抜の合格者発表 令和6年3月15日(金)
- ・II期選抜入学願書受付期間 令和6年3月15日(金)から
令和6年3月22日(金)まで
- ・II期選抜の検査 令和6年3月25日(月)
- ・II期選抜の合格者発表 令和6年3月27日(水)

(4) 通信制課程に係る選抜

- ・入学願書受付期間 令和6年3月4日(月)から
令和6年3月28日(木)まで
- ・入学内定者通知 令和6年4月4日(木)までに通知する。

(5) 連携型中高一貫教育に係る選抜

- ・入学願書受付期間 令和6年2月16日(金)から
令和6年2月22日(木)まで
- ・検査 令和6年3月6日(水)
(ただし、学力検査を実施する場合は、
3月6日(水)・7日(木)の両日とする。)
- ・合格者発表 令和6年3月15日(金)

(6) 離島留学特別選抜

- ・入学願書受付期間 令和6年1月12日(金)から
令和6年1月18日(木)まで
- ・検査 令和6年2月1日(木)
(ただし、2日間で実施する場合は、
2月1日(木)・2日(金)の両日とする。)
- ・合格者発表 令和6年2月8日(木)

5 その他

入学者選抜についての具体的方法は、別に定める「令和6年度長崎県公立高等学校入学者選抜実施要領」による。

- ③ 特色選抜は、各高校が示す育成したい生徒像・求める生徒像を理解し、当該高校で学ぶ意欲を持つ者が志願する。文化・スポーツ特別選抜は、文化・スポーツの各種大会等で優れた実績を有する者又は部活動で優れた資質や能力を有する者で、入学後も継続的に活動を希望する者が志願する。
- ④ 調査書その他必要な書類のほか、基礎学力検査、面接、プレゼンテーション、実技、作文・小論文・総合問題（文化・スポーツ特別選抜はプレゼンテーションを除く）の中から各高校が選択して実施する検査の結果を資料として選抜を行う。なお、検査方法は、複数の方法を選択することができる。また、調査書その他必要な書類及び各高校で定めた検査について、各高校でそれぞれの比重を定めて選抜を行う。

（２）全日制課程及び定時制課程昼間部に係る後期選抜について

- ① 全日制課程及び定時制課程昼間部の全学科において実施する。
- ② 後期選抜における募集定員は、全募集定員から前期選抜合格者数を減じた数とする。
- ③ 調査書その他必要な書類のほか、学力検査、及び面接の結果を資料として選抜を行う。なお、調査書その他必要な書類、学力検査、面接について、各高校でそれぞれの比重を定めて選抜を行う。
- ④ 帰国生徒・外国籍生徒を対象に、志願者の申出により日本語習得の状況や学校制度の違いを配慮して、日本語又は外国語（英語又は中国語）による作文及び面接を実施することができる。ただし、定員は、実情に応じて、募集定員を超えて若干名とする。

（３）定時制課程（昼間部を除く）に係る選抜について

定時制課程（昼間部を除く）の入学者選抜は、同一学校をⅠ期選抜・Ⅱ期選抜の日程に分離して実施する。Ⅰ期選抜の定員は、学科の募集定員の70%とする。なお、Ⅱ期選抜の定員は、Ⅰ期選抜の合格者数を減じた数とする。

（４）通信制課程に係る選抜について

通信制課程の入学者選抜は、提出された書類の審査により行う。

（５）連携型中高一貫教育に係る選抜について

連携型中高一貫教育に係る入学者選抜は、入学願書、課題レポート及び当該高校で実施する作文・小論文、面接の結果を資料として行うことを原則とする。なお、選抜日程は、全日制課程及び定時制課程昼間部に係る後期選抜の日程に準じて行う。

（６）離島留学特別選抜について

離島留学特別選抜は、入学願書、調査書、離島留学申請書及び当該高校が定めた検査（全日制課程及び定時制課程昼間部に係る前期選抜における特色選抜に準ずる）の結果を資料として行う。なお、定員不充足の場合は、離島留学特別選抜における合格者数を除いた人員について改めて募集し、選抜は、後期選抜に準じて行う。

令和6年度長崎県立中学校入学者選抜の基本方針について

(提案理由)

令和6年度長崎県立中学校の入学者を選抜するに当たって、その基本方針を定めようとするものである。

(内容)

1 入学者の選抜について

入学者の選抜は、適性検査、作文及び面接の結果並びに調査書その他必要な書類を資料として、志願者の適性を総合的に判断して行うものとする。

2 検査について

(1) 実施する検査は、適性検査、作文及び面接とする。

(2) 検査の配点は、適性検査を130点、作文を70点とし、合わせて200点満点とする。

(3) 適性検査及び作文は次のような問題とし、県教育委員会が作成する。

① 適性検査は、学校での生活や家庭や身の回りのことなどをテーマとして、学習指導要領に沿った、問題発見・解決能力、思考力、判断力及び表現力等、小学校教育において身に付けた総合的な力をみる。

② 作文は、与えられた課題について、読み取ったことや考えたり感じたりしたことをまとめ、文章で表現する力をみる。

(4) 面接は、集団面接とする。

3 入学者選抜日程について

入学願書受付期間	令和5年12月 6日(水)～12月12日(火)
適性検査、作文、面接	令和6年 1月 7日(日)
入学予定者の通知	令和6年 1月15日(月)まで
入学意思確認書提出期間	令和6年 1月15日(月)～ 1月19日(金)

4 その他

入学者選抜についての具体的方法は、別に定める「令和6年度長崎県立中学校入学者選抜実施要領」による。

令和6年度長崎県立特別支援学校幼稚部、高等部
及び高等部専攻科の入学者選考について

(提案理由)

令和6年度長崎県立特別支援学校幼稚部、高等部及び高等部専攻科の入学者選考について、次のとおり定めようとするものである。

(内 容)

1 令和6年度長崎県立特別支援学校入学者選考について

調査書等の書類、学力検査、面接及びその他必要な検査等の結果を資料とし、総合的に選考する。

(1) 入学者選考にかかる日程等について(虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校を除く。)

ア 日程

(ア) 入学願書受付期間

令和6年2月16日(金)～2月22日(木)

(イ) 入学者選考検査

令和6年3月6日(水)・7日(木) 2日間

※上記のいずれか1日で実施する学校もある。

(ウ) 合格者発表

令和6年3月15日(金)

イ 募集定員

(ア) 各幼稚部の募集定員は、体験入学の参加者数や乳幼児教育相談件数等をもとに、令和6年1月に定める。

(イ) 各高等部の募集定員は、令和5年10月及び12月に実施する「進学希望状況調査」等をもとに、令和6年1月に定める。

ウ その他

(ア) 日程については、長崎県立高等学校全日課程後期選抜に準じて実施する。

(イ) 合格者の人数が募集定員に満たない場合は、二次募集を行う。

(2) 虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校の
入学者選考にかかる日程等について

ア 日程

(ア) 入学願書受付期間

令和5年12月4日(月)～12月8日(金)

(イ) 入学者選考検査

虹の原特別支援学校高等部就業サービス科

令和6年1月12日(金) 1日間

希望が丘高等特別支援学校

令和6年1月11日(木)・12日(金) 2日間

(ウ) 合格者発表

令和6年1月23日(火)

イ 募集定員

(ア) 虹の原特別支援学校高等部就業サービス科 8名

(イ) 希望が丘高等特別支援学校 32名

ウ その他

(ア) 合格者の人数が募集定員に満たない場合は、二次募集を行う。

(イ) 不合格となった者については、特別支援学校高等部普通科を志願できる。

報 告 事 項 (1)

高校教育課

件 名	「これからの離島留学検討委員会」第1回会議について																																																												
概 要	<p>1 日時 令和5年4月20日(木) 13:30~15:00</p> <p>2 場所 県庁行政棟7階 教育委員会室</p> <p>3 委員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 5%;">No</th> <th style="width: 45%;">機関名</th> <th style="width: 20%;">職名</th> <th style="width: 20%;">氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">有 識 者</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>長崎県立大学</td> <td>学長補佐</td> <td>本田 道明</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>長崎大学 教育学部</td> <td>副学部長</td> <td>内野 成美</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>山下・川添総合法律事務所</td> <td>副所長</td> <td>川添 志</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>地域・教育魅力化プラットフォーム</td> <td>代表理事</td> <td>岩本 悠</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">市</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td>対馬市</td> <td>市長</td> <td>比田勝 尚喜</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>壱岐市</td> <td>市長</td> <td>白川 博一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>五島市</td> <td>市長</td> <td>野口 市太郎</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>対馬市教育委員会</td> <td>教育長</td> <td>中島 清志</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>壱岐市教育委員会</td> <td>教育長</td> <td>久保田 良和</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td>五島市教育委員会</td> <td>教育長</td> <td>村上 富憲</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">県</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td>長崎県</td> <td>副知事</td> <td>浦 真樹</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12</td> <td>長崎県教育委員会</td> <td>教育長</td> <td>中崎 謙司</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13</td> <td>長崎県地域振興部</td> <td>政策監</td> <td>渡辺 大祐</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 説明内容 詳細は別添の会議資料のとおり</p> <p>(1) 離島留学制度の概要や各校の教育内容</p> <p>(2) 制度開始から20年間の入学者と卒業者の推移</p> <p style="margin-left: 20px;">①入学者数 (H15~R5): 1, 129名</p> <p style="margin-left: 20px;">②卒業生数 (H15~R2): 749名[㊦]</p> <p style="margin-left: 40px;">※H15~R2入学者数: 922名[㊧] (割合: 81.2% (㊦/㊧))</p> <p>(3) 離島留學生の転退学状況 (H30~R2の3年間)</p> <p style="margin-left: 20px;">①入学者数 (H30~R2): 269名</p> <p style="margin-left: 20px;">②退学者数 (H30~R2): 62名</p> <p style="margin-left: 20px;">③転退学者の割合: 23.0%</p>	区分	No	機関名	職名	氏名	有 識 者	1	長崎県立大学	学長補佐	本田 道明	2	長崎大学 教育学部	副学部長	内野 成美	3	山下・川添総合法律事務所	副所長	川添 志	4	地域・教育魅力化プラットフォーム	代表理事	岩本 悠	市	5	対馬市	市長	比田勝 尚喜	6	壱岐市	市長	白川 博一	7	五島市	市長	野口 市太郎	8	対馬市教育委員会	教育長	中島 清志	9	壱岐市教育委員会	教育長	久保田 良和	10	五島市教育委員会	教育長	村上 富憲	県	11	長崎県	副知事	浦 真樹	12	長崎県教育委員会	教育長	中崎 謙司	13	長崎県地域振興部	政策監	渡辺 大祐
区分	No	機関名	職名	氏名																																																									
有 識 者	1	長崎県立大学	学長補佐	本田 道明																																																									
	2	長崎大学 教育学部	副学部長	内野 成美																																																									
	3	山下・川添総合法律事務所	副所長	川添 志																																																									
	4	地域・教育魅力化プラットフォーム	代表理事	岩本 悠																																																									
市	5	対馬市	市長	比田勝 尚喜																																																									
	6	壱岐市	市長	白川 博一																																																									
	7	五島市	市長	野口 市太郎																																																									
	8	対馬市教育委員会	教育長	中島 清志																																																									
	9	壱岐市教育委員会	教育長	久保田 良和																																																									
	10	五島市教育委員会	教育長	村上 富憲																																																									
県	11	長崎県	副知事	浦 真樹																																																									
	12	長崎県教育委員会	教育長	中崎 謙司																																																									
	13	長崎県地域振興部	政策監	渡辺 大祐																																																									

(4) 中学時代に欠席が多かった離島留学生の入学後の状況

(H30～R2の3年間)

① 中学3年間で欠席50日超過している人数：58人

(全体〈269名〉の21.6%)

② 入学後の状況

卒業者：25名(全体の43.1%)、退学者：10名(全体の17.2%)

転学者：23名(全体の39.7%)

(5) 令和5年度の離島留学生の居住状況(寮・下宿等)、

① 入居者数：154名

寮61名(戸数4)、下宿(里親)85名(戸数31)、

法人運営寮8名(戸数1)

(6) 里親毎の受入人数：1人～9人

(7) 離島留学制度にかかる支援策

離島留學生支援業務員の配置(各市に1名)、ホームステイ補助金などの財政的支援等

(8) 壱岐事案の概要

5 委員会での主な意見

○ 離島留学が持続可能な制度になるよう、次の項目の検討を行い、制度の見直しが必要である。

・ 離島留學生や里親への相談対応などフォローアップ体制の構築

(専門家の配置や地域全体で生徒を見守る体制の構築など)

・ 様々な事情を持つ生徒への指導方法について、里親や教職員に対する研修の充実(専門家による研修や特別支援学校との協力体制についての検討)

○ 今後、各市に設置する部会において、離島留學生の現状の検証を行うことや、壱岐市については今回の事案が発生するに至った背景についての検証をしっかりと行うことが必要である。

○ 生徒が安心して島で生活できるようにするため、市の移住施策と組み合わせた施策の展開

・ 親子での留学など、市が提供する住居へ親子で居住してもらうなどの環境整備

○ 里親の選定や受入れ人数について、適正規模の判断基準が必要である。

○ 小中学生を対象とした「しま留学」についても、本委員会の結果を反映させ制度の充実を図りたい。

○ 制度の見直しは、留学してくる子ども目線で考えないといけない。希望を持って留学してきているので、それに応える制度にしていく必要がある。

6 今後の予定

(1) 4月28日～5月10日

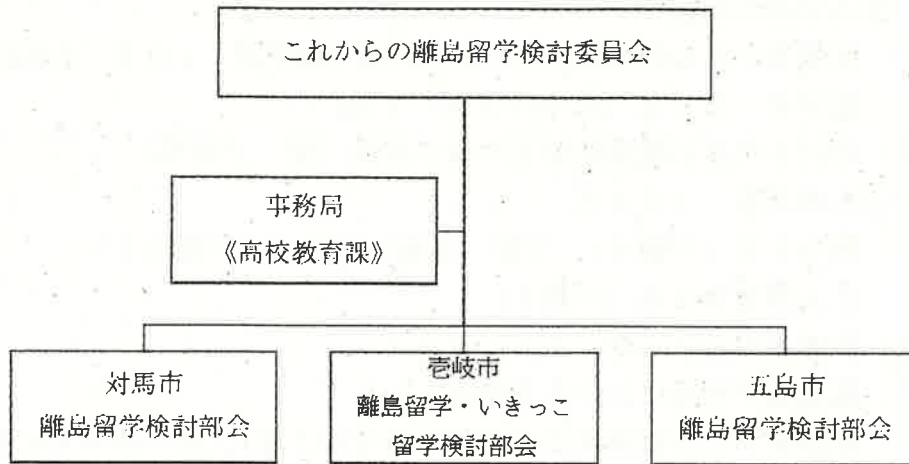
離島留學生、その保護者、里親、教職員に対するアンケート実施

(2) 5月中旬～6月上旬

各市の検討部会において課題の整理や意見集約など

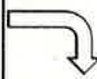

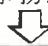

- (3) 「これからの離島留学検討委員会」第2回会議（6月下旬から7月上旬）
- (4) 「これからの離島留学検討委員会」第3回会議（8月下旬）

(参考1)組織



- ①これからの離島留学検討委員会
離島留学制度検証部会からの意見や要望をもとに、離島留学制度全体の改善に向けたとりまとめを行う。必要に応じて、小中学生を対象とした留学制度との接続の在り方についても協議する。
- ②離島留学検討部会（壱岐・対馬・五島の3市に置く）
離島留学生、その保護者、里親、教員に対して実施したアンケートなどの実態調査等から課題や意見、要望の集約を行い、その結果を検討委員会へ報告する。なお、壱岐市においては市が事務局となり主体的に運営する。
- ③事務局
県高校教育課内に置く。アンケート・聞き取りなどを実施し、実態調査を行う。

(参考2) 検証方法とスケジュール

時 期	検討委員会	検討部会
4月20日 13:30～ 15:00	◆第1回委員会 ・離島留学制度等に対する質疑 ・離島留学制度の課題や検討事項 ・今後の検討方針	 《実態調査》 ・アンケート・聞き取り等の実施 ※事務局が実施 
4月28日 ～ 5月10日		
5月中旬 ～ 6月上旬		●検討部会(各市ごと) ・実態調査の分析 ・課題、意見、要望の集約 ※必要に応じて複数回実施
6月下旬 ～ 7月上旬	◆第2回委員会 ・各市検討部会の報告 ・今後の方針検討 ※事務局は課題を持ち帰り検討 	
8月下旬	◆第3回委員会 ・改善策や支援内容のとりまとめ	

「これからの離島留学検討委員会」第1回会議 説明資料

1	離島留学制度の内容	
①	高校生の離島留学の概要と教育内容	1
2	離島留学生の状況	
①	5校の離島留学生の状況	4
②	離島留学生の居住状況	5
③	離島留学制度にかかる支援内容	6
3	壱岐事案の概要	8

令和5年4月20日
長崎県教育庁高校教育課

高校生の離島留学の概要と教育内容

1 制度開始 平成15年4月

2 目的

- 積極的な目的意識や意欲を持った高校生に、しまの豊かな自然や文化の中で学習の場を提供する。
- 学校活性化の契機とするとともに、地域活力の高揚や地域振興を期する。
- 歴史的、地理的に関わりの深い中国・韓国との交流の架け橋になる人材の育成等特色ある教育活動を実施する。

3 実施校 5校

- 対馬高校（国際文化交流科）【定員：40名】
 - 壱岐高校（東アジア歴史・中国語コース）【定員：20名程度】
 - 五島高校（スポーツコース）【定員：20名程度】
 - 五島南高校（夢トライコース）【定員：20名程度】
 - 奈留高校（イングリッシュ・アイランド・スクール）【定員：10名程度】
- ※五島南と奈留は平成30年度から実施

4 20年間の入学者と卒業者の推移（H15～R5）

（単位：人）

学校名		入学年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
対馬高校	入学者		23	21	21	14	11	16	16	11	8	14	8
	卒業者		20	13	13	6	8	9	11	10	7	13	9
壱岐高校	入学者		8	13	15	13	7	9	7	16	8	9	3
	卒業者		6	8	12	11	6	5	6	11	7	6	2
五島高校	入学者		20	21	18	13	13	14	11	9	15	16	15
	卒業者		20	21	18	12	12	12	10	8	12	16	14
五島南高校	入学者		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	卒業者		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
奈留高校	入学者		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	卒業者		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
猶興館高校 大島分校	入学者		7	8	11	5	4	10	6				
	卒業者		4	5	7	4	3	8	3				
入学者合計			58	63	65	45	35	49	40	36	31	39	26
卒業者合計			50	47	50	33	29	34	30	29	26	35	25
割合（％） [卒業者合計／入学者合計]			86.2	74.6	76.9	73.3	82.9	69.4	75.0	80.6	83.9	89.7	96.2

学校名		入学年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	合計	R3	R4	R5	入学 合計
対馬高校	入学者		14	10	20	24	18	40	31	320	26	29	20	395
	卒業者		13	9	17	19	13	29	29	248	/	/	/	240
壱岐高校	入学者		3	9	13	12	26	19	16	206	13	12	9	240
	卒業者		3	9	12	12	20	12	12	160	/	/	/	160
五島高校	入学者		11	11	20	19	15	29	21	291	18	10	8	327
	卒業者		11	11	18	20	14	26	20	275	/	/	/	275
五島南高校	入学者		/	/	/	/	6	15	13	34	10	13	13	70
	卒業者		/	/	/	/	2	7	8	17	/	/	/	17
奈留高校	入学者		/	/	/	/	9	7	4	20	13	6	7	46
	卒業者		/	/	/	/	6	5	4	15	/	/	/	15
猶興館高校 大島分校	入学者		/	/	/	/	/	/	/	51	/	/	/	51
	卒業者		/	/	/	/	/	/	/	34	/	/	/	34
入学者合計			28	30	53	55	74	110	85	922	80	70	57	1129
卒業者合計			27	29	47	51	55	79	73	749	/	/	/	749
割合（％） [卒業者合計／入学者合計]			96.4	96.7	88.7	92.7	74.3	71.8	85.9	81.2	/	/	/	81.2

島内450名
島外679名
（県内387名）
（県外292名）
合計1,129名

5 各校の教育内容

(1) 対馬高校 (国際文化交流科)

- ①韓国語の日常会話力を身に付けさせ、ハングル能力検定2級あるいは韓国の大学に留学できる語学力を養う。
- ②韓国語常勤講師や地理的・歴史的資産等の活用をとおして、韓国との国際交流を図ることのできる資質と能力を身に付けさせる。

【学びを生かした進路実績・活動実績】

進路	韓国外国語大学校、釜山外国語大学校、ソウル市立大学校、延世大学校、成均館大学校、慶熙大学校、釜山大学校、福岡大学 等
活動	韓国語能力試験最上級(6級)取得、ハングル能力検定2級取得、各種韓国語スピーチコンテスト上位入賞 等

(2) 吉岐高校 (東アジア歴史・中国語コース)

〔歴史学専攻〕

- ①歴史学・考古学への理解と関心を深め、社会の変遷と人類の歩みに対する豊かな感性を養う。
- ②大学や長崎県埋蔵文化財センター等と連携し、第一線の専門家の指導を受けることにより、将来埋蔵文化財等の専門分野で活躍できる人材を育成する。

〔中国語専攻〕

- ①中国語常勤講師を活用して中国語及び中国語会話を身につけさせ、中国の大学に留学できる語学力を養う。
- ②中国の歴史や文化を学び、将来日中の架け橋となる人材の育成を図る。

【学びを生かした進路実績・活動実績】

進路	上海外国語大学、長崎大、長崎県立大、熊本大、立命館大、関西大学、東海大、奈良大 等
活動	全国高校生歴史フォーラム奈良県知事賞(全国2位)、全国高校生歴史フォーラム優秀賞、各種中国語スピーチコンテスト上位入賞 等

(3) 五島高校 (スポーツコース)

- ①陸上、柔道、剣道における指導の充実を図り、県大会での優勝及び全国大会で上位入賞できる人材を育成する。
- ②学習とスポーツ活動の両立により、徳・知・体のバランスのとれた人材の育成を図り、地域スポーツの活性化を目指す。

【学びを生かした進路実績・活動実績】

進路	周南公立大学、至学館大学、福岡大学、国土館大学、別府大学 等 陸上自衛隊一般曹候補生、自衛隊自衛官候補生 等
活動	陸上部、柔道部、剣道部 各種県大会上位入賞

(4) 五島南高校（夢トライコース）

地域の行事や体験活動を通して豊かな自然と親しみ、温かい地域住民とのふれあいを通じて生きる力の更なる伸長を目指す。

【学びを生かした進路実績・活動実績】

進路	鎮西学院大学、福岡大学 等 日本郵便 等
活動	五島列島ジオパーク構想ポロシャツデザイン 最優秀賞 等 農業・漁業体験活動、各種ボランティア活動 等

(5) 奈留高校（イングリッシュ・アイランド・スクール）

小中学校に「しま留学」として入学してきた児童生徒を小中高一貫教育の強みを生かして教育することや、これまでの英語に重点をおいた教育を軸に、主として大学への進学を目指している生徒を受け入れ、地域の活性化に資する。

【学びを生かした進路実績・活動実績】

進路	長崎県立大学、桜美林大学、鎮西学院大学、北九州市立大、名桜大 等 Cantina Arco(イタリアンレストラン) 等
活動	海外語学研修の実施、イングリッシュキャンプへの参加 等

6 令和5年度在籍者数

(単位：人)

学校名	在籍者	島内	島外			しま留学からの入学
			県内	県外	計	
対馬高校	60	6	24	30	54	0
壱岐高校	31	7	9	15	24	2
五島高校	36	24	8	4	12	0
五島南高校	31	5	13	13	26	0
奈留高校	21	0	5	16	21	1
合計	179	42	59	78	137	3

※奈留高校のしま留学は対馬市（鳥っ子留学）

(参考) 市町のしま留学の状況

(単位：人)

	小学生							中学生				合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	
対馬市 (鳥っ子留学)	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
壱岐市 (いきっこ留学)	0	4	2	4	9	5	24	10	7	5	22	46
里親	0	1	1	1	3	2	8	6	5	3	14	22
孫戻し	0	0	1	0	1	1	3	2	0	1	3	6
親子	0	3	0	3	5	2	13	2	2	1	5	18
五島市 ※1 (しま留学)	1	0	3	3	1	1	9	1	6	3	10	19
里親	0	0	1	1	1	0	3	1	5	3	9	12
家族	1	0	2	2	0	1	6	0	1	0	1	7

※1：受入先は久賀島、奈留島

5校の離島留学生の状況

1 離島留学生の入学者数・卒業者数の推移

5校（対馬高校、壱岐高校、五島高校、五島南高校、奈留高校）の合算

（単位：人）

入学年度	1年生（入学時）①			2年生			3年生（卒業時）②			転退学者数③（①-②）			割合 （③/①）				
	計	島内	島外	計	島内	島外	計	島内	島外	人数	島内	島外		県外			
H30～R2の 3年間の合算	269	85	95	89	231	79	81	71	207	76	71	60	62	9	24	29	23.0%

※割合は入学者に占める割合

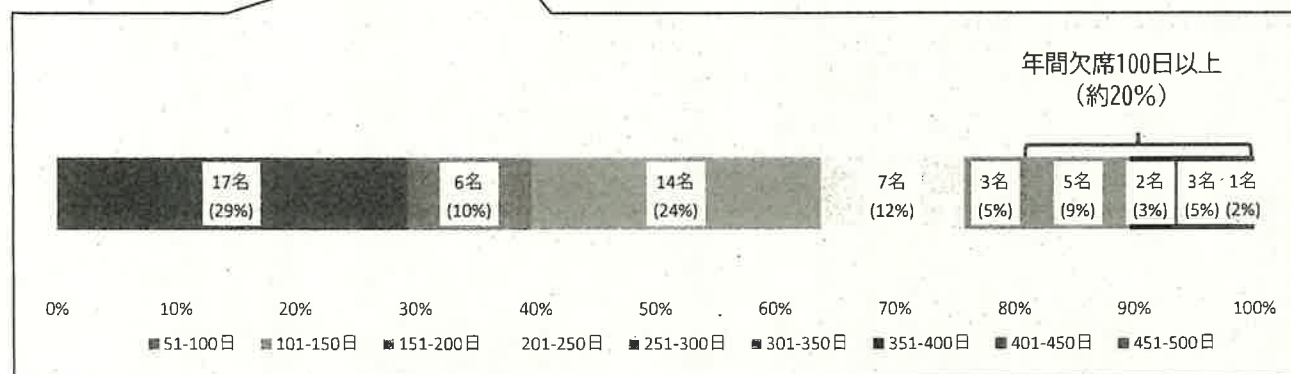
2 中学校時代に欠席が多かった（3年間で50日超）生徒の入学後の状況

5校（対馬高校、壱岐高校、五島高校、五島南高校、奈留高校）の合算

（単位：人）

入学年度	入学者 ①	中学3年間 欠席50日超 ②	入学者に 占める割合 （②/①）	中学3年間で欠席50日超生徒の入学後の状況					
				卒業	構成率	退学	構成率	転学	構成率
H30～R2の 3年間の合算	269	58	21.6%	25	43.1%	10	17.2%	23	39.7%

※構成率は、中学3年間欠席50日超の生徒に対する割合



離島留学生の居住状況(令和5年4月10日現在)

1 居住の状況

(1) 全体

(単位：人)

学校名	下宿・寮 入居者数	内訳			しま留学か らの入学 (内数)
		寮	下宿 (里親)	法人運営 寮※	
対馬高校	54	28	26		0
壱岐高校	23		23		2
五島高校	12	12	0		0
五島南高校	23		23		0
奈留高校	21		13	8	1*
合計	154	61	85	8	3

※対馬市でしま留学

※五島市地域おこし協力隊“島ナビ隊”や地域住民がハウスキーパーとして運営にあっている離島留学生のための寮。

(2) 下宿（里親）の個別状況

(単位：人)

学校名	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	合計
対馬高校	9	8	7	2							26
壱岐高校	5(2)	4*	4	4	2(5)	2	1(6)	1			23(13)
五島高校											0
五島南高校	5	3	3	3	2	2	2	1	1	1	23
奈留高校	5	3	2	1	1	1	0	0	0		13

*壱岐の B はかつて寄宿舍であり教職員が毎日舎監に入っていたが、現在は寄宿舍に準じる施設として、教職員が週2回舎監に入っている。

※壱岐の（ ）は同居している小中学生（いきっこ留学）の数（外数）

2 寮・下宿の戸数について

	寮	下宿 (里親)	法人運営 寮
対馬	3	4	
壱岐		8	
五島	1		
五島南		10	
奈留		9	1
合計	4	31	1

3 里親の条件について

- ①人物的に問題のない者
- ②高校の教育活動及び離島留学制度に理解のある者
- ③学校・関係者によって適任と認められた者

離島留学制度にかかる支援内容

1 高校生の離島留学にかかる離島留学生支援業務員

(1) 目的

地域と連携した魅力ある教育活動の企画、島外生徒が安心して生活できる受け入れ体制の構築、生活サポート、実施校やしまの魅力の発信、広報等を図る。

(2) 配置高校・地区、人数

- ① 対馬高校 (H27年度～) : 1名
- ② 五島地区 (H30年度～) : 1名
- ③ 吉岐高校 (R03年度～) : 1名

(3) 業務の内容 ※週 29 時間勤務の会計年度任用職員

業 務	概 要
①生徒支援	<ul style="list-style-type: none"> ・留学生面談・下宿訪問 (5月～随時) ・合格者オリエンテーション (3月)
②地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・離島留学運営協議会 (5月)
③教育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・語学研修等サポート (8月)
④広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・体験入学 準備・実施 (8月、10月) ・実施校説明会 準備・実施 (6月、7月) ・中学校訪問 (島外、島内) (9月、10月) ・ホームステイ先見学会 (2月)

(4) 配置による効果

- ①留学生や保護者の不安解消など精神面の安定。
- ②里親とのこまめな情報共有により、早急な生徒対応が可能。
- ③地元出身で地元情報に詳しく、留学生に安心感がある。

2 実施高校への教員の加配措置

3 県の離島留学の財政的支援について

(1) ホームステイ補助

離島留学運営委員会に対して助成を行う地元の市に対し、ホームステイ費用として補助金の交付を行う。(離島活性化交付金を充当)

○対馬高校、吉岐高校：ホームステイの費用80,000円 (月額：1人あたり)

県補助	市補助	国補助	保護者負担
10,000円	10,000円	20,000円	40,000円

○五島南・奈留高校：ホームステイの費用90,000円 (月額：1人あたり)

県補助	市補助	国補助	保護者負担
10,000円	15,000円	25,000円	40,000円

- (2) 帰省費補助（県補助金）
帰省費の1/2を補助（上限3万円、年2回）
- (3) 体験入学支援（県支援）
体験入学にかかる宿泊費や交通費等の経費を支援（親子分）
- (4) 地元市の支援
 - ①対馬市：語学検定受験費用（交通費、生徒1人あたり1万円）
 - ②壱岐市：通学経費（バス定期購入費の全額）
 - ③五島市：部活動遠征補助〈五島高校〉（各競技20万円）
海外旅行補助〈奈留高校〉（生徒1人あたり10万円）

4 各市町のしま留学の状況

(1) 対馬市（島っ子留学）

- ①里親留学
 - ・対象：小4～中3（中3は延長時のみ可）
 - ・補助金：市助成金4万円/月
 - ・その他：実親負担4万円/月、原則1年（延長も可）

(2) 壱岐市（いきっこ留学）

- ①里親留学
 - ・対象：小・中学生
 - ・補助金：市補助4万円/月
 - ・その他：実親負担4万円/月、原則1年（延長も可）
- ②孫戻し留学
 - ・対象：小・中学生
 - ・補助金：1人目3万円/月 2人目以降1人につき1万円/月
 - ・その他：原則1年（延長も可）
- ③親子留学
 - ・対象：小・中学生
 - ・補助金：1人目3万円/月 2人目以降1人につき1万円/月

(3) 五島市（しま留学）

- ①里親留学
 - ・対象：小3～中3
 - ・受入先：久賀島、奈留島
 - ・補助金：市助成金6万円/月
 - ・その他：実親負担3万円/月、原則1年（延長も可）
- ②家族留学
 - ・対象：小・中学生
 - ・補助金：1人目3万円/月 2人目以降1人につき1万円/月
 - ・家賃補助：2/3補助（2万7千円）
 - ・帰省費補助：2回/年

壱岐事案の概要

1 概 要

- 県立壱岐高校2年の椎名隼都さん(17)が、3月1日の夕方から行方不明になっており、3月20日、壱岐市郷ノ浦町原島(壱岐市の二次離島)の海岸で遺体として発見された。
- 椎名隼都さんは茨城県出身で、中学2年から壱岐市の「いきっ子留学制度」、高校1年からは県の「離島留学制度」を活用し、壱岐市の里親の元で他の留学生らと共に生活していた。

【椎名隼都さんの性格や行動の特性】

- 物静かで木訥^{ぼくとつ}としているが、とても優しい性格
- スマホへの依存度が高い

【3月1日の動き】

- 午後1時30分開催のソフトテニス部の送別会には不参加。
- 午後4時頃、椎名隼都さんは、卒業生を見送るため郷ノ浦港を訪れたが、「忘れ物をした」と同級生に伝え、1人で約2.7km離れた里親宅に戻る。
- 午後4時25分頃、傘とマスクを手に里親宅を出る椎名隼都さんを里親の50代女性が確認。それ以降の足取りが掴めず。

【3月21日の動き】

- 県警は、郷ノ浦町原島の海岸で20日に見つかった男性遺体を椎名隼都さんと確認したと発表。
- 壱岐署によると、DNA型鑑定で身元を特定し、死亡解剖の結果、死亡日時は3月上旬頃と推定。

2 詳細の経緯

- 3月 1日(水) 夕方以降行方不明
21:00 警察へ捜索願提出
- 3月 2日(木) 警察・消防・学校職員で捜索
- 3月 3日(金) 8:30 島内放送で目撃状況等呼びかけ
全生徒へ周知し、情報提供を求めた
- 3月 5日(日) 16:30 島内放送で父・里親が本人へ呼びかけ
その後も、学校、警察は捜索を続けた
島内放送は15日までに合計24回実施
- 3月10日(金)・13日(月)
生徒に対し心のケアを含めたアンケートを実施
- 3月20日(月) 壱岐市郷ノ浦町原島の磯場に漂着している身元
不明の死亡者が発見される
- 3月21日(火) DNA鑑定の結果、遺体が当該生徒と特定される

<県教育委員会の対応>

- 3月 2日(火)、16日(木)
学校配置スクールカウンセラーによる対応
- 3月 7日(火) 高校教育課職員3名を壱岐高校に派遣(～8日)
- 3月16日(木) 壱岐市に高校教育課及び児童生徒支援課の職員
3名を派遣し、壱岐市教育委員会と情報共有・
連携して対応していくことを確認
20:00 県教委が里親に対し事実関係の聞き取り
を実施
- 3月17日(金) 壱岐高校にスクールカウンセラーを緊急派遣
- 3月21日(火) 壱岐高校に児童生徒支援課職員1名、午後から
スクールカウンセラー1名を緊急派遣
- 4月7日(木)・8日(金)・9日(土)
高校教育課職員を壱岐へ派遣し、壱岐市、壱岐
市教育委員会、壱岐高校、一部の里親、保護者
への聞き取りを実施

報 告 事 項 (2)

義務教育課・高校教育課

件名

令和4年度体罰に係る実態把握調査結果（公立学校分）について

概要

1 期間・内容

期間	内容
令和4年4月 1日 ） 令和5年3月31日	令和4年度末に実施した教職員・児童生徒・保護者への調査のほか、教職員の申告や児童生徒・保護者の訴え等により体罰と認知し、教育委員会による懲戒処分・訓告等を行った事案

2 体罰により懲戒処分及び指導を受けた教職員数 (人)

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度
懲戒処分	0	0	2	2	2	3	0	0	4	5
訓告等	11	0	4	1	15	2	0	0	30	3
計…①	11	0	6	3	17	5	0	0	34	8
校長指導…②	0	5	0	5	0	2	0	0	0	12
当該教職員数 (上記①+②)	11	5	6	8	17	7	0	0	34	20
当該件数(件)	11	6	6	8	16	8	0	0	33	22

3 体罰を受けた児童生徒数 (人)

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度
体罰を受けた児童生徒数	16	6	8	27	41	13	0	0	65	46
うち負傷した児童生徒数	3	1	0	1	2	1	0	0	5	3

4 体罰の状況 (件)

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度
授業中	6	5	1	2	5	3	0	0	12	10
部活動中	0	0	2	1	5	3	0	0	7	4
休み時間・放課後	5	1	1	4	1	0	0	0	7	5
その他	0	0	2	1	5	2	0	0	7	3
計	11	6	6	8	16	8	0	0	33	22

5 体罰の態様 (件)

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度
素手で叩く	5	3	3	4	5	2	0	0	13	9
棒などで叩く	0	1	0	0	1	0	0	0	1	1
投げる・転倒させる	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
叩く及び蹴る等	0	0	1	1	2	0	0	0	3	1
その他	6	2	1	3	8	6	0	0	15	11
計	11	6	6	8	16	8	0	0	33	22

6 体罰把握のきっかけ (件)

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度
教職員の申告	1 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	6 (1)
児童生徒・保護者の訴え	9	4	4	4	16	5	0	0	29	13
その他	1	1	2	1	0	1	0	0	3	3
計	11	6	6	8	16	8	0	0	33	22

※ 「教職員の申告」欄の()の中については、教職員の申告及び児童生徒・保護者の訴えによるもので、上の数字の内数

概要

7 主な事案の概要

No.	処分内容	校種	体罰等の状況及び体罰等の態様	体罰等を受けた児童・生徒の状況及び人数		当該教員数
				状況	人数	
1	停職1月	中学校	当該教諭は、顧問を務めていた部活動部員への体罰が発覚し、令和3年度末に市教育委員会から指導措置を受け、令和4年度から別の部活動の顧問に配置替えとなっていた。また、この措置を受け、令和4年4月から1年間の「体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修」を受講中であった。そのような中、令和4年7月保健体育の授業で技能テスト中に談笑する被害生徒Aを見て、いら立ってハードルを蹴るとともに不適切な発言を行った。また、授業終了後、同授業に参加していた被害生徒B、Cを呼び、この2名に対して部活動の現状を話しながら威圧的な指導を行った。さらに同日放課後、被害生徒Bに対して、前述の被害生徒Aに関する件及び部活動に関する不満について威圧的な指導を行うとともに、右足（裏）で被害生徒Bの左わき腹の骨盤あたりを1回蹴るといった体罰を行った。	傷害なし	3	1
2	戒告	中学校	令和4年度、当該教諭は、被害生徒の学習態度を注意指導すると同時に、被害生徒の頭部を拳骨で1回叩く体罰を行った。また、当該教諭は、過去に2度体罰等を起こし、「体罰の再発防止のための指導力向上研修」を受講したにもかかわらず、再び体罰を行っているものである。	傷害なし	1	1
3	戒告	高等学校	当該教諭が授業を行う教室付近を移動していた生徒の集団を騒がしく思い、注意したものの、静かにならなかったため、集団の先頭を歩いていた被害生徒の両足膝下を1度蹴った後、生徒の集団に対して、「叩かれないと分からないのか」という暴言を発した。当該教諭は、令和元年度に体罰に係る指導（校長厳重注意）を受け、「体罰の再発防止のための指導力向上研修」を受講していた。	傷害なし	1	1
4	停職2月	高等学校	当該教諭は、令和4年4月から令和5年1月にかけて、部活動の指導時等において5名の部員に対して練習及び授業に取り組む姿勢等が不十分だとして、平手で顔を叩く、肩を突く、足を蹴る、長時間走らせる等の体罰行為を9件行った。また、体罰を行った後、体罰をしたことを周囲に話すことがないよう被害部員に協力を求めるような口止めや、「消えろ」や「クズ」及び部員を侮辱するような暴言、ノートを投げる等の物に当たる行為等の不適切な指導も行っていった。 さらに、平成18年度に2名の生徒に平手打ちを行い平成18年11月に文書訓告の指導を、平成24年度に生徒8名に対して平手で肩や顔を叩いたり足を蹴ったり等を行い平成25年5月に戒告の処分を受けていた。	傷害なし	5	1
合計 4名(4件)						

懲戒処分

概要

No.	校種	体罰等の状況及び体罰等の態様	体罰等を受けた児童・生徒の状況及び人数		当該教員数
			状況	人数	
5	小学校	【不適切な指導】 特別支援学級（情緒）に在籍している被害児童に対し、社会性を身に付けさせようと、返事や言葉遣いの指導において繰り返して言い直しをさせた。その後、被害児童が癡癡や自傷行為を起こすようになった。	負傷なし	1	1
6	小学校	【体罰】 当該教諭は、特別支援学級に在籍している被害児童が、委員会活動の時間に活動の目的から離れた行動をしていた姿を見て、当該教諭の繰り返しの指導が心に響いていないことを実感し、それをやめさせるため、状況の確認を十分にしないまま、口頭で注意すると同時に、右肩上部（首の付け根のところ）をつかみ、少し上に持ち上げた。	2mm程度の爪痕2箇所	1	1
7	小学校	【体罰】 当該教諭は、体育の授業中、マットの片付けを行っている際、被害児童がマット用台車の上に乗っていたため危険に感じ、「降りなさい」と指導するとともに被害児童の臀部を掌で叩いた。	負傷なし	1	1
8	小学校	【不適切な指導】 ・授業中、被害児童（小2）が眠気がある時、自席や教室の前・後ろに立たせた。（最長20分程度、複数回） ・解答記入指導のため、被害児童の答案用紙を学級のモニターに映し他の児童に見せた。 ・被害児童への指導の際、言葉が乱暴で口調が強いことが時があった。	負傷なし	1	1
9	小学校	【体罰・不適切な指導】 被害児童2名は、特別な支援が必要とされる児童であり、学習中に叩き合いの喧嘩をしたり、友達とトラブルを起こしたりすることがあった。その都度、当該教諭は事情を聴き指導を行っていたが、被害児童に対して、カッとなって大声で怒鳴ったり、腹を叩いたり、腕を引っ張ったりした。	負傷なし	2	1
10	中学校	【体罰】 校外で職場体験学習を行った際、事前及び当日において徒歩移動の交通安全指導を行っていたにもかかわらず、被害生徒が指導に従わず危険な場面があった。あわせて職場体験学習の実習の態度について、受入先から指摘があったため、全体指導の場面に於て被害生徒を起立させ頭部を2、3発殴打（げんこつ）した。	負傷なし	1	1
11	中学校	【体罰】 野球部の練習試合の際、被害生徒がサインを無視したプレーをしたことに対し、当該教諭がベンチで指導を行ったが、被害生徒の横柄な態度に腹が立ち、平手で頬を叩いた。	負傷なし	1	1

教委対応（訓告等）

概要

No.	校種	体罰等の状況及び体罰等の態様	体罰等を受けた児童・生徒の状況及び人数		当該教員数
			状況	人数	
12	高等学校	<p>【体罰】</p> <p>被害生徒を含む5名の生徒が遅刻して登校したため、当該教諭は被害生徒に遅刻の理由を尋ねたところ「生徒Aが忘れ物をしたため遅れた」と答えた。その後、生徒Aに確認したところ事実と異なっていたため、再度、当該教諭が被害生徒に確認したところ、先ほどと同様の回答をしたため、当該教諭は怒りが高ぶり、被害生徒の胸ぐらを掴み、右手で2回頭を叩き、左手で1回平手打ちを行った。その際、生徒は唇を切り通院している。</p>	唇出血	1	1
13	高等学校	<p>【不適切な発言】</p> <p>当該教諭は、当該生徒に対して高総体前日に強い叱責を行った。また、その後の不適切な接触等が原因で、当該生徒はストレスにより体調を壊し、学校への欠席・遅刻が増加し、学校生活に支障を与えた。</p>	心身の不調	1	1
14	高等学校	<p>【体罰】</p> <p>部活動の九州大会引率時のバスの中で、当該教諭は注意事項を説明しているときに、被害生徒が後ろを向いて話をしていたため、注意をしたが、改善されなかった。そこで、座席近くに行き、再度注意を行ったが、そのとき、被害生徒が「何？」という表情をしたため、感情的になり、右手で左頬を1回平手打ちした。</p>	負傷なし	1	1
15	高等学校	<p>【体罰、不適切な発言】</p> <p>退部を申し出た生徒7名に対してグラウンドの草取りを命じ、8月24日（水）から9月10日（土）の期間の11日間に渡り草取りを行わせたことで、生徒7名に肉体的・精神的に苦痛を与えた。また、部員に対して、サッカー部の指導時に「チームの邪魔」、「頭悪かな」等を直接言ったり、試合で部員がミスをした際にベンチで顧問同士の会話で「何回もバカみたいなことする」等の不適切な発言をし、その発言が間接的に生徒に伝わり、生徒が不快な思いになった。</p>	負傷なし	7	2
	高等学校	<p>【不適切な発言】</p> <p>サッカー部の試合時に、部員がミスをした際にベンチで顧問同士の会話で「何でわからんとや」、「バカが」等の不適切な発言をし、その発言が間接的に生徒に伝わり、生徒が不快な思いになった。</p>			
16	高等学校	<p>【体罰】</p> <p>被害生徒が遅刻したことを、当該実習助手に促されるまで報告に来なかったため、当該実習助手は腹を立て、実習室の木製角椅子を投げつけた際、被害生徒の左足の脛あたりに当たった。また、被害生徒に対し、これまでの経緯のことについても話をしたが、被害生徒の反応に当該実習助手は感情的になり、当該実習助手は右足で被害生徒の左足の腿あたりを1回蹴り、続けて当該実習助手は左足で被害生徒の右足の腿あたりを1回蹴った。</p>	負傷なし	1	1
17	高等学校	<p>【体罰】</p> <p>当該実習助手は、朝の登校指導時に、ピンク色の靴下をはいていた被害生徒を注意するために何度か声掛けをしたが、返事がなく、被害生徒は通り過ぎた。過去にも2回同様のことがあったため、当該実習助手は、今回はしっかり指導しようと思い、登校指導終了後、被害生徒の教室へ行き、指導を行った。その際、返事をしたくない等で口論となり、被害生徒の横柄な言動に立腹し、胸ぐらを掴み、壁に押し付ける体罰を行った。被害生徒は壁で頭を打っているが、負傷等はない。</p>	負傷なし	1	1

教委対応（訓告等）

概要

No.	校種	体罰等の状況及び体罰等の態様	体罰等を受けた児童・生徒の状況及び人数		当該教員数
			状況	人数	
18	高等学校	【体罰】 当該教諭は休み時間にお菓子（グミ）を食べている被害生徒に対して注意指導を行う際、口頭で注意をした後、机の上にあった定規を手に取り、被害生徒の額を弾いた。	負傷なし	1	1
上記以外の事案		小学校 6名 (6件) 中学校 2名 (2件) 高等学校 7名 (7件) 小・中学校8件の態様については、上記 7件 (No.5～ No.11) と同等程度のもの 高等学校7件の態様については、上記 7件 (No.12～ No.18) と同等程度のもの			
合計 30名(29件)					

教委対応
(訓告等)

8 体罰根絶に向けた取組

令和4年度から「教職員の懲戒処分基準」を一部改正し、過去に体罰・不適切な指導で処分を受けた教職員に対しての処分を厳罰化した。

また、平成29年度より「体罰根絶のための重点的な取組について（通知）」に基づいた、以下の具体的な取組を実施している。

1 人事評価制度を利用した校長（管理職）面談の実施

令和3年度までは目標管理制度において「体罰によらない指導」について目標を設定させ、校長面談時に、その取組状況や成果を確認してきた。令和4年度からは新たな人事評価制度において、「人事評価票（業績評価）」に「体罰によらない指導」について具体的な取り組みを記入させ、校長（管理職）面談時に、その取組状況や成果等を確認するようにしている。

2 「体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修」の実施

体罰・不適切な指導を繰り返さないために、体罰等で処分や指導を受けた教員を対象に、アンガーマネジメント研修等の受講の義務付けや校内での計画的なフォローアップを行う「体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修」を実施している。

なお、上記項目2については、再発防止研修の在り方を検証し、さらなる指導の充実・徹底を図るため、体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修実施要項を一部改正し、令和5年4月1日から運用している。

報 告 事 項 (3)

高校教育課

件 名	令和6年度長崎県公立学校教員採用選考試験について				
概 要	1 採用予定者数 (選考を行う校種・職及び教科・科目等)				
	校種・職	6年度 採用予 定者数	5年度 採用予 定者数	教科・科目等別採用予定者数	
	小学校教諭	260	260	一般受験 (256) 離島枠 (4)	
	中学校教諭	120	130	国語 (15)、社会 (11)、数学 (12)、 理科 (15)、音楽 (12)、美術 (8)、 保健体育 (13)、技術 (6)、家庭 (14)、 英語 (14)	
	高等学校教諭	80	63	国語 (8) 地理歴史 [世界史 (2)・日本史 (3)・地理 (2)] 公民 (1) 数学 (8) 理科 [物理 (1)・化学 (2)・生物 (1)] 保健体育 (6) 芸術 [音楽 (1)・美術 (1)] 英語 (15) 家庭 (4) 情報 (3) 農業 (2) 工業 [機械 (3)・電気 (6)・建築 (3)・ 土木 (1)] 商業 (6) 水産 [機関 (1)]	
	特別支援学校教諭	25	30	小学部	(10)
				中学部	(15)
				高等部	
養護教諭	21	20			
合 計	506	503			

※障害者特別採用選考（採用予定者数 20 名）は、一般選考とは分けて選考を行う。

※第 1 次試験

時 間 校種・職	9:00	9:50	10:40	11:30	12:00	12:50		
小 学 校 教 諭	受 付 教 職 ・ 一 般 教 養 (50)	休 憩	専 門 教 科 ・ 科 目 (80)	専 門 教 科 ・ 科 目 (80)	昼 食	実 技		
中 学 校 教 諭							専 門 教 科 ・ 科 目 (80)	
音・美・保体							専 門 教 科 ・ 科 目 (50)	オリエンテーショ ン
英 語							専 門 教 科 ・ 科 目 (80)	
高 等 学 校 教 諭							専 門 教 科 ・ 科 目 (80)	
音・美・保体							専 門 教 科 ・ 科 目 (50)	オリエンテーショ ン
英 語							専 門 教 科 ・ 科 目 (80)	
特 別 支 援 学 校 教 諭 特 A							専 門 教 科 ・ 科 目 (80)	
特 B							出 願 時 に 希 望 し た 教 科 ・ 科 目 と 同 じ (実 技 も 含 む)	
養 護 教 諭							専 門 教 科 ・ 科 目 (80)	
						実 技		
						英 会 話 カ テ ス ト		
						実 技		
						英 会 話 カ テ ス ト		
						出 願 時 に 希 望 し た 教 科 ・ 科 目 と 同 じ (実 技 も 含 む)		

2 出願手続

(1) 出願方法

原則として、インターネットを利用した電子申請で出願すること。電子申請で出願できない場合は、郵送も可とする。

ただし、小学校・中学校の「本免」申請者で、第 2 次試験のオンライン受験を希望する者は、郵送で出願すること（オンライン受験を希望する者の電子申請不可）。

(2) 出願期間

令和 5 年 5 月 15 日（月）午前 10 時～ 5 月 25 日（木）午後 5 時まで

※ 郵送の場合は 5 月 25 日（木）までの消印有効

ただし、小学校・中学校の「本免」申請者で、第 2 次試験のオンライン受験を希望する者は以下の期間とする（郵送のみ）。

令和 5 年 5 月 15 日（月）～ 7 月 28 日（金）必着

3 要項等公開日 令和 5 年 5 月 2 日（火）

長崎県教育庁高校教育課のホームページに掲載

※ 郵送も可（長崎県教育庁高校教育課への申込み）

4 試験日程

(1) 第1次試験

○実施日：令和5年7月9日(日)

○場 所：県立長崎西高等学校、長崎市立長崎商業高等学校

(2) 第2次試験

○実施日：令和5年8月23日(水)～9月4日(月)のうち、1日を指定して実施する。ただし、中学校の「技術」・「家庭」、高等学校の「家庭」受験者は、実技試験実施のため指定された日を含む2日。

場 所：県教育センター

内 容：① 適性検査(オンラインによる事前受検)

② 個人面接

【小学校・中学校教諭】

・教科に関する課題面接を含む。

【高等学校教諭・特別支援学校教諭】

・教科等に関する模擬授業を含む。

・高等学校教諭(英語)志願者は、英語による質疑応答を含む。

【養護教諭】

・児童生徒への対応・技能等に関する課題面接を含む。

③ 実技試験(中学校「技術」・「家庭」、高等学校「家庭」受験者のみ)

第2次試験(オンライン受験)

※小学校・中学校の「本免」申請者を対象

○実施日：令和5年8月26日(土)

内 容：① 適性検査(オンラインによる事前受検)

② 個人面接(教科に関する課題面接を含む)

5 採用候補者名簿登載及び内定通知

令和5年10月6日(金)頃の予定

6 過去6年間の2次合格者数（実績）

校種・職 年度	令和5 年度	令和4 年度	令和3 年度	令和2 年度	平成31 年度	平成30 年度
小学校教諭	254	241	229	235	226	235
中学校教諭	137	100	90	82	71	62
高等学校教諭	64	56	52	50	49	47
特別支援学校教諭	33	45	47	48	50	57
養護教諭	22	21	20	25	30	32
合計	510	463	438	440	426	433
（実質競争倍率）	2.0倍	2.3倍	2.6倍	2.6倍	3.1倍	3.3倍

（実質競争倍率）＝受験者数÷2次合格者数

報 告 事 項 (4)

教育政策課

件 名	令和4年度に実施された監査の結果及び措置状況について
概 要	<div data-bbox="644 808 1075 943" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">当日配付</div>

令和5年度「長崎っ子の心を見つめる教育週間」実施要項

長崎県教育委員会

1 趣 旨

本県では、平成16年から本教育週間を開始し、これまですべての公立学校で教育活動を公開する教育週間の実施を通して、学校と保護者や地域住民が連携し、「地域の子どもは地域ではぐくむ」という気運を高め、大きな成果を上げてきた。

昨今、デジタル化の進展やアフターコロナの社会において、児童生徒を取り巻く生活環境が大きく変容する中、様々な変化にも対応できるよう、生きる力を育てていくことが大切であり、“いのちを輝かせて生きる心豊かな長崎っ子の育成”を目指す本県教育の特色あるこの取組を、より一層児童生徒の一人一人の心に寄り添いながら推進する。

2 期 間

令和5年5月から11月の間で各学校が設定する一定期間とし、県立学校は学校長、小中学校は各市町教育委員会が前期（5月～7月）、後期（9月～11月）のいずれかの実施の判断をする。

3 目 的

- ◎ いのちを輝かせて生きる、心豊かな長崎っ子の育成を図る。
 - 命を大切に作る心や思いやりの心の育成
 - あこがれや将来への志の育成
 - あいさつやマナーの向上

4 令和5年度重点目標

学校、家庭、地域住民が連携して、児童生徒が「いのちを輝かせて生きようとする心情」を育むとともに、情報モラル教育教材「SNSノート・ながさき」を活用し、情報モラルについての理解を深める。

5 すべての学校で取り組む5項目

- ① 「命に関する講話」等を通して、かけがえのない命を大切に作る心情を育む。
- ② 本教育週間の取組について、家庭・地域・関係機関等と連携して企画し、運営にあたる。
- ③ 情報モラル教育教材「SNSノート・ながさき」を活用した情報モラルの学びを通して、相手の立場に立った言動などを大切に作る心情を育む。
- ④ 話し合いや学びの場を通して、「いじめ（SNSによる誹謗中傷・新型コロナウイルス感染症における偏見や差別等を含む）はどんな理由があってもいけないことだ」という意識を育む。
- ⑤ 「道徳の授業」、高等学校及び特別支援学校高等部にあっては「道徳教育に関わる教育活動」を全学級で公開する。

※ 上記5項目の他、別紙「その他の本教育週間に係る学校の取組例」も参考にして各学校で取り組む。

6 各市町教育委員会の取組

- (1) 域内の小・中学校と連絡調整して、教育週間の期間を設定する。
- (2) 市町一斉の学校公開に対する支援、地域等への学校参観の呼びかけを行う。
- (3) 家庭教育フォーラム、講演会、土日の親子ボランティア活動等を実施する。
- (4) 市町のホームページや回覧板等で、本教育週間の広報・啓発等を行う。

7 県教育委員会における取組

- (1) 市町教育委員会及び学校に対して、具体的取組例や実施上の留意事項等を示すなど、充実した活動にするための支援を行う。
- (2) 本教育週間の広報・啓発等を実施し、県民を挙げて子どもの健全育成を推進する。
- (3) 「SNSノート・ながさき」を活用した取組に係るアンケートを実施し、効果検証を行い情報モラル教育の充実を図る。

8 留意事項

- (1) 別添「安全対策要領」を参照し、安全対策の徹底を図る。
- (2) 学校・家庭・地域・関係機関が連携し社会総がかりで子どもを育成するためには、地域で育む子ども像である「子どもへのメッセージ」や目指す地域像を、地域全体で共有化する必要がある。そのためには、各学校のホームページに掲載するなど、道徳教育全体計画に係る内容の周知の仕方や本教育週間の企画・運営・広報の仕方等を見直し、より多くの方に足を運んでいただけるよう工夫する。

9 報告

- (1) 市町教育委員会
 - ・管下の各学校の「教育週間における取組」については、「教育週間の実施状況」を前期実施の場合は8月4日(金)、後期実施の場合は12月8日(金)までに別途依頼する様式で県教育委員会へ報告する。
- (2) 県立学校
 - ・「教育週間における取組」については、「教育週間の実施状況」を前期実施の場合は8月4日(金)、後期実施の場合は12月8日(金)までに別途依頼する様式で県教育委員会へ報告する。

※ 県教育委員会への実施計画の報告は行わないが、「実施状況調査」報告の際に、実施した取組内容を報告する。

なお、学校が設定した一定期間以外の期間に、本週間の趣旨に合致した取組を行った場合にも、同様に実施したこととして上記報告書に記載する。

【参考】その他の本教育週間に係る学校の取組例

- (1) 教科や特別活動など道徳の授業以外の学習でも、いのちを輝かせて生きようとする子どもの育成に係る取組を行う。
- ・ 「子どもへのメッセージ（目指す子ども像）」に係る活動
 - ・ 長崎っ子さわやか運動
 - ①さわやかなあいさつ：明るく気持ちのよいあいさつをしよう。
 - ②さわやかな返事：元気な声で返事をしよう。
 - ③さわやかなマナー：学校や社会のルールを守り、人の役に立つ行いをしよう。
 - ④さわやかな服装：長崎っ子らしい品位を持ち、さわやかな服装を心がけよう。
 - ・ 高校生さわやか運動
 - ①さわやかなあいさつ：明るくさわやかにあいさつをしよう。
 - ②さわやかな服装：高校生らしい品位をもち、さわやかに制服を着よう。
 - ③さわやかなマナー：校則や社会のルールを守り、他人の迷惑になる行為はやめよう。
 - ・ 他校種と連携した合同授業や他校種の教師を招いての授業
 - ・ 地域の学校との合同マナーアップキャンペーン
 - ・ 薬物乱用防止教育
 - ・ サイバーセキュリティボランティアの活用
 - ・ 子どもたちの自尊感情を育む「望ましい人間関係を育む活動事例集」の活用
 - ・ 自殺予防教育における教材「晴れない心に気づいたら」の活用
- (2) 学校行事や地域行事等を積極的に活用し、地域の行事等に教職員や児童生徒、保護者がともに参加する取組を推進する。
- ・ 外部講師を招聘した「命」に関する講話
 - ・ 豊かな人生経験を有する人材を活用した道徳の授業
 - ・ 「SDGs」や「ふるさと教育」等に関する総合的な学習や探究の時間における学習成果発表会等の取組
 - ・ 地域や外部人材による、子どもの心に響く優れた本の読み聞かせ
 - ・ キャリア教育の一環としての職業講話など、将来への「夢・憧れ・志」を育てる取組
 - ・ 地域の行事（ボランティア活動やスポーツ大会、共に語る会等）に参加し、教職員と児童生徒や保護者、地域住民が共に汗を流したり、憧れや将来への志について語り合ったりする活動
 - ・ PTAや学校運営協議会、学校支援会議等と連携したあいさつ運動や地域クリーンアップ活動
- (3) 保護者に対しても情報モラルについて啓発する。
- ・ 「SNSノート・ながさき（保護者用）」の活用を通して、学校と保護者が「情報モラル」や「フィルタリング及びペアレンタルコントロール等」について共通理解する場の設定
 - ・ 携帯電話等やゲームの過度の利用による健康被害の懸念やSNS等の利用に関する危険性についての指導や保護者への啓発活動
 - ・ メディア安全指導員や民間企業と連携した活動
- (4) いじめ問題の改善に向けた取組を行う。
- ・ 教育相談体制の充実を図るとともに、教職員のいじめに対する理解を深める場の設定
 - ・ 面談等を活用した保護者との情報共有
 - ・ 家庭や地域と連携した規範意識の向上を図る活動
- (5) 本教育週間以外でも、定期的に学校の教育活動を公開する。
- ・ 保護者や地域住民に対する授業や学校行事等の公開

「長崎っ子の心を見つめる教育週間」における安全対策要領

1 組織の充実

(1) 安全管理体制の再確認

学校支援会議等の中で安全管理組織(役割分担、連絡体制等)を設立し、教職員及び関係者一人一人の危機意識を高め、全教職員で共通理解を図る。

(2) 地域との連携強化

P T A、警察等の関係機関・団体、自治会、青少年育成ココロねっこ指導員等地域の団体や個人の協力を得る(関係者及び地域住民に、本事業の趣旨(安全面)を含めアピールし、各校長から協力依頼をする)。

2 事前の対策

(1) 校地内外のパトロール体制など一週間、一日の具体的な安全計画を立てる。

(2) 不審者侵入を想定した対応訓練等を実施し、状況に応じて適宜変更できるよう避難経路や避難場所、誘導方法など複数確認しておく。

(3) 施設・設備の点検

- 遊具等の安全を再点検し、必要に応じて立ち入り禁止の表示を行うとともに、視界を遮る立木や障害物等を撤去し見通しをよくするなどの環境整備を図る。
- 廊下や教室を整理整頓し、校舎案内図等と併せて消火器や非常口、A E Dの保管場所等の安全設備を掲示案内する。

(4) 参加者名簿等を作成しておく。

(5) 情報の共有化を図る。

- P T Aや自治会、警察等の関係機関等と連絡を密にし、不審者の情報や事件、事故の発生状況等を周知し、協力を求める。

3 期間中の対策

(1) 受付での対策

- 出入り口を限定し、氏名や住所等記入してもらい来校者名簿を活用する等、来校者の把握を確実に行うとともに、I Dカードや名札をつけてもらう等受付をしたかどうかの確認ができるようにする。
- 不自然な荷物や不審な物(凶器となり得る物等)を持っていないかの確認を行う。
- 不自然な行動や暴力的な態度が見られないかの確認を行う。

(2) 校内での対策

- 教職員による校内パトロールを強化する。
 - ・ 緊急時に備え、ホイッスル等を身に付けてパトロールする。
 - ・ チェックリスト等を活用し、パトロールの結果を記録する。
- 保護者や地域の関係者の協力を得て校内パトロールを実施する。
- 来校者を見かけたら、積極的にあいさつしたり、声を掛けたりするように努める。

4 不審者への対応

- (1) 学校安全計画及び安全管理マニュアルに基づき、迅速かつ的確に対応する。
- 他の職員等への連絡や協力を求める。
 - 言葉や相手の態度に注意しながら、不審者との間合いを取り、丁寧に退去を求める。
 - ・ 隔離・通報する。
 - ・ 別室に案内し、隔離する。
 - ・ 警察へ通報する。
 - ・ 校内放送等で関係者に周知する（不審者に気付かれず、児童生徒がパニックにならないように工夫する）。
 - 退去しても再度侵入したり、学校周辺に居続けたりする可能性があるため、監視を継続するとともに、状況に応じて教職員や関係者の引率による集団下校等実施する。
 - 教育委員会等に連絡する（状況についてできるだけ詳しく記録する）。
- (2) 緊急時(危害を及ぼすおそれのある場合)の対応
- 大声を出したり、非常ベルや火災報知器等を鳴らしたりすることにより、事件の発生を周囲に知らせるとともに、他の教職員の応援(110番通報)を求める。
 - 身近な物で不審者との距離をとり、移動を阻止するなど暴力の抑止と被害の防止を図る。
 - 校内放送等により速やかに児童生徒を安全な場所に避難させる(児童生徒の掌握を徹底し、安全を確保する)。
 - 教育委員会等に連絡する(状況についてできるだけ時間経過等詳しく記録する)。

5 県教育委員会の協力依頼対応

県教育委員会は、下記関係機関や団体等に文書等により協力を依頼(令和5年4月依頼予定)する。併せて、校区内の関係機関や団体等の関係者には、各校長から本事業の趣旨(安全面)を含め周知し、協力を依頼する。

- 県警察本部
- 県少年補導員連絡協議会
- 県PTA連合会
- 県公立高等学校PTA連合会
- 市町健全育成連絡協議会
- 青少年育成ココロねっこ指導員
- 市少年センター補導員
- 県青少年育成県民会議
- 県保護司会連合会
- 県社会福祉協議会
- 県商工会連合会

